

— SAGA2024みやき町実行委員会 —

第2回医療衛生専門委員会

SAGA 2024



国スポ・全障スポ
新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。



日時：令和5年8月25日（金）14時から

場所：みやき町 こすもす館 1階会議室

— 目 次 —

次 第	3
報告第1号 SAGA2024みやき町実行委員会医療衛生専門委員会委員・役員等の変更について	5
報告第2号 第78回国民スポーツ大会みやき町弁当調達要項の制定について	6
報告第3号 第78回国民スポーツ大会みやき町弁当調製施設選考基準の制定について	9
第1号議案 第78回国民スポーツ大会みやき町案内所・休憩所等設置要項（案）	12
第2号議案 第78回国民スポーツ大会みやき町警備・消防防災業務実施要項（案）	14
第3号議案 第78回国民スポーツ大会みやき町医療救護対策要項（案）	17
第4号議案 第78回国民スポーツ大会みやき町売店設置運営要項（案）	18
承認第1号 第78回国民スポーツ大会みやき町弁当調製施設の指定について	32

— 次 第 —

1 開 会

2 事務局長あいさつ

3 報告事項

報告第1号 SAGA2024みやき町実行委員会医療衛生専門委員会委員・役員等の
変更について

報告第2号 第78回国民スポーツ大会みやき町弁当調達要項の制定について

報告第3号 第78回国民スポーツ大会みやき町弁当調製施設選考基準の制定について

4 議 事

第1号議案 第78回国民スポーツ大会みやき町案内所・休憩所等設置要項（案）

第2号議案 第78回国民スポーツ大会みやき町警備・消防防災業務実施要項（案）

第3号議案 第78回国民スポーツ大会みやき町医療救護対策要項（案）

第4号議案 第78回国民スポーツ大会みやき町売店設置運営要項（案）

5 承認事項

承認第1号 第78回国民スポーツ大会みやき町弁当調製施設の指定について

6 その他

7 閉会

報 告 事 項

SAGA2024みやき町実行委員会 医療衛生専門委員会
委員・役員等の変更について

SAGA2024みやき町実行委員会会則第10条第4項において準用する第7条第3項の規定に基づき、委員・役員等の変更について、次のとおり報告します。

【令和5年8月1日時点】

委員長

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体	新任者	前任者
町関係	みやき町 民生部長	佐藤 圭一郎	土井 敏彦

委員（4名）

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体	新任者	前任者
安全対策	鳥栖・三養基地区消防事務組合 西消防署副署長	山津 靖宏	藤光 敏文
住民代表	みやき町 区長協議会 会長	北島 重樹	最所 正義
町関係	みやき町 健康増進課長	上林 悦子	佐藤 圭一郎
町関係	みやき町 <u>環境福祉課長 → 住民環境課長</u>	弓 尚経	江口 貴紀

第78回国民スポーツ大会みやき町弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、みやき町で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024みやき町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達にかかる業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員等に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあつてはSAGA国スポの開催期間（公式練習日含む。）、支給弁当にあつてはSAGA国スポの準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、SAGA2024国スポ・全障スポ弁当調達要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

- (1) 実行委員会は、別に定める基準に基づき施設と協議し、適正と認めた施設を弁当調製に係る施設（以下「弁当調製施設」という。）に指定するものとする。
- (2) 実行委員会は前号の規定により弁当調製施設を指定するときは弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

8 指定取り消し

指定取り消しは、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所の設置及び運営は、実行委員会が衛生上の安全確保に配慮し適正に行う。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定めるものとし、必要に応じて実行委員会に置いて調査研究を行う。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

SAGA2024みやき町実行委員会
会長 岡 毅

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

第78回国民スポーツ大会みやき町弁当調製施設選考基準

1 趣旨

この基準は、みやき町で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選考を行うために必要な事項を定める。

2 対象施設

- (1)所在地の市町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (2)製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3)みやき町内に本社又は製造所を有している業者であること。ただしSAGA2024みやき町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4)みやき町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

3 施設の衛生管理

- (1)選考時点において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2)食品衛生監視票が調査時点において80点以上であること。
- (3)「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付衛食第85号）などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (4)検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5)検便は食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く）に対し、大会開催前の1ヶ月以内に以下の項目について実施すること。（赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウイルス）。
- (6)食品賠償保険等に加入していること。

4 施設の調製能力

- (1)大会時の提供可能数が、1回100食以上であること。
- (2)前日午後6時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までの納入が可能であること。
- (3)単価に応じた調製が可能であること。
- (4)みやき町の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5)栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6)実行委員会が許可する容器、包装紙等での提供が可能であること。

- (7) メニューの日替わりが3日以上可能であること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車など適切な温度管理のできる車両等による配達及び納入場所における弁当引換時間中の待機が可能であること。
- (2) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用袋の提供ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器を回収できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルゲン、原材料の産地等の表示を含む。）
 - ウ 添加物（アレルゲンを含む。）
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他実行委員会が支持する表示
- (5) 実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に基づく対応ができること。

6 その他

- (1) 本町で開催する競技別リハーサル大会における弁当についても、必要に応じて基準を準用する。
- (2) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。

審議事項

第1号議案

第78回国民スポーツ大会みやき町案内所・休憩所等設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会みやき町観光・接伴基本計画」に基づき、「SAGA2024国スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場として利用するための休憩所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、主要駅等に関係機関等と協議の上設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。ただし、SAGA2024みやき町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること
- イ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること
- ウ 案内資料等の配布に関すること
- エ その他各種案内に関すること

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること
- イ 競技の案内に関すること
- ウ 交通、宿泊及び観光等の案内に関すること

エ 迷子、遺失物、拾得物の取扱いに関すること

オ その他、各種案内に関すること

(3) 休憩所

ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること

イ その他、休憩所運営に関すること

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。

第2号議案

第78回国民スポーツ大会みやき町警備・消防防災業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会みやき町警備・消防防災基本計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「大会」という。）における警備・消防防災業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施期間

警備業務及び消防防災業務の実施期間は、SAGA2024みやき町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める大会準備期間中及び大会開催期間中とする。

3 実施場所

競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）について、警備業務及び消防防災業務を実施する。

4 実施体制

(1) 大会準備期間中

実行委員会は、警察、消防防災、医療等の関係機関及び団体等（以下「関係機関及び団体等」という。）との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 大会開催期間中

ア SAGA2024みやき町実施本部内に警備消防本部を設置する。

イ 警備消防本部は、必要に応じて、競技会場等に現地警備消防班を設置する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 業務内容

ア 大会準備期間中

(ア) 競技会場等における警備体制の確立に関すること。

(イ) 実地踏査の実施に関すること。

(ウ) 通信体制の確立に関すること。

(エ) 施設、構造物の安全対策の推進に関すること。

(オ) 警備員等の人員確保と事前研修及び訓練に関すること。

(カ) 関係機関及び団体等との協力体制の確立に関すること。

(キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会開催期間中

(ア) 通信手段の確保、運用に関すること。

- (イ) 大会参加者等の案内及び誘導に関すること。
- (ウ) 関係車両の案内、誘導、交通整理及び駐車場利用状況の把握に関すること。
- (エ) 入退場者管理に関すること。
- (オ) 雑踏事故及びその他事件・事故の防止に関すること。
- (カ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (キ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- (ク) 犯罪行為等、円滑な大会運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (ケ) 迷子、遺失物等への対応に関すること。
- (コ) その他必要な警備業務に関すること。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案に係る対策については、関係機関及び団体等と連携を図り実施する。

6 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 大会準備期間中

- (ア) 競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。
- (イ) 実地踏査の実施に関すること。
- (ウ) 通信体制の整備確立に関すること。
- (エ) 消防ポンプ自動車、救急自動車の配置依頼に関すること。
- (オ) 消防機関と連携した消防防災設備の点検整備及び防災安全対策の推進に関すること。
- (カ) 防火防災意識の啓発活動の推進に関すること。
- (キ) 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (ク) その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会開催期間中

- (ア) 火災の警戒及び初期消火活動に関すること。
- (イ) 火災その他災害情報の収集、伝達及び通報に関すること。
- (ウ) 競技会場定員管理に関すること。
- (エ) 競技会場等における消防用設備等の点検に関すること。
- (オ) 消防防災業務に必要な通信施設及びその他機械器具等の配置に関すること。
- (カ) 通信体制の確保、運用に関すること。
- (キ) 救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施に関すること。
- (ク) 火災その他災害発生時における避難経路の確保及び避難誘導に関すること。
- (ケ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(2) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、県と連携を図り、宿泊先の関係機関及び団体等と調整し実施する。

(3) 大規模災害等に係る対策

大規模災害が発生し、みやき町災害対策本部が設置された場合は連携し対応する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) SAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務の実施についても、必要に応じて、この要項を準用する。

第3号議案

第78回国民スポーツ大会みやき町医療救護対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会みやき町医事・衛生基本計画」に基づき、「第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護対策について必要な事項を定めるものとする。

2 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を置く。

(3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

3 医療救護体制

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかにSAGA2024みやき町実施本部に連絡する。また、SAGA2024みやき町実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(4) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

(5) 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、この要項を準用する。

第4号議案

第78回国民スポーツ大会みやき町売店設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会みやき町観光・接伴基本計画」に基づき、「SAGA2024国スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の利便性向上を図るとともに本町の特産品等の紹介及び販売を促進するための売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、SAGA2024みやき町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり1ブース約20㎡（2K×3Kのテント相当）とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 販売品目

売店における販売品目は次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又はSAGA2024を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はSAGA2024佐賀県実行委員会の使用承認を得ているもの。

(3) 郷土物産品

飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは販売品目とすることができる。）

(4) 宅配便

(5) その他実行委員会が必要と認めたもの

7 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 申請書の提出時において、みやき町内で1年以上店舗を有して営業を継続している者
- イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認める者
- ウ 第73回国民体育大会以降の国体又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者
- エ その他実行委員会が認めるもの

(2) 次の条件をいずれも満たす者

- ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること
- イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること
- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反し、申請書の提出時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと
- エ 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと
- オ 申請書の提出時点において、市町村税の滞納がないこと
- カ みやき町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。また、従業員等として暴力団員等を使用又は雇用していないこと

8 経費の負担

(1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は、売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、実行委員会が別に定める出店料を負担するものとする。

(3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。

- ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
- イ 町内に住居を有する個人、団体又は町内に事業所を有する法人
- ウ その他実行委員会が必要と認めたもの

(1) (3)の規定に基づき、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対して、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を交付する。

(2) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は、出店者の負担とする。

(3) 既納の出店料は、還付しない。ただし、実行委員会が必要と認めるときはこの限りではない。

9 運営設備等

売店出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火器又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて鳥栖・三養基地区消防事務組合に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならないものとする。また、移動販売車の利用は駐車場所の確保ができないため不可とする。

- (1) テント（2 K×3 K）1 張以内
- (2) 長机6 台以内
- (3) 椅子4 脚以内

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) その他実行委員会が必要と認める書類

11 出店者の選定

実行委員会は、本要項に基づき、適当であると認める者を出店者として選定する。ただし、当該申請をする者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は優先して選定することができることとし、申請が定数を超える場合は、実行委員会において選定する。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別競技会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認める者

12 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

飲食物に関する営業許可を必要とする出店者は、保健所に必要な届出を行い、許可を証明する書類又は受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会に提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、SAGA2024みやき町実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について

監督するものとする。

1 5 売店責任者

- (1) 出店者は、従事者の中から売店責任者を定め、売店開設期間中は常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営に当たらなければならない。
- (4) 飲食物を取扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分に配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

1 6 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品等を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外の商品等を販売すること。
- (5) アルコール飲料（実行委員会が郷土物産品と認めるものを除く。）及び危険物を販売すること。
- (6) 商品等の無償提供（試飲及び試食を含む）をすること。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない火気器具及び燃料等の危険物を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

1 7 遵守事項

出店者及び従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入又は搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するIDカードを着用すること。

- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店は、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出した時には、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

1 8 管理運営

売店における販売品及び販売備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わない。

1 9 事故等発生時の対応

売店責任者は、売店において事件又は事故が発生したときは、初期対応に当たるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

2 0 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に収めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

2 1 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

2 2 損害賠償

出店者及び従事者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

2 3 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等の実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

2 4 個人情報の取り扱い

売店出店者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律をはじめ関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

2 5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店設置運営については、この要項に準じて実施し、各協議会の規模等に応じて運用する。

令和 年 月 日

SAGA2024みやき町実行委員会

会長 岡 毅

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

電話番号

売店出店申請書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024みやき町実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、第78回国民スポーツ大会みやき町売店設置運営要項10の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望競技 _____
- 2 出店希望会場 _____
- 3 出店希望携帯 テント (張) _____

4 提出書類

- (1) 売店出店申請書 (様式第1号)
- (2) 売店出店概要書 (様式第2号)
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書 (様式第3号)
- (4) 誓約書兼承諾書 (様式第4号)
- (5) 主たる事業所のある自治体の市町村税の完納証明書 (発行日より3ヶ月以内のもの。写し可)
- (6) 売店従事者の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等、公的機関が発行した写真付きで本人確認ができるものの写し)
- (7) 営業許可証の写し (飲食物を販売する場合に限る)
- (8) その他実行委員会が必要と認める書類

5 その他

売店出店申請書は、出店を希望する会場ごとに1通ずつ提出してください。

売店出店概要書

ふりがな 商号又は名称			
出店希望競技		出店希望会場	

ふりがな 代表者役職名・氏名				
所在地	〒			
出店担当者	【氏名】 【電話】 【E-mail】	【FAX】		
当日緊急連絡先 (荒天時等に使用)	【氏名】 【携帯】			
業種				
主要取扱品目				
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有・無	
国体等出店実績				
販売品目 (該当品目を○でかこんでください)	スポーツ用品 ・ 国体関連グッズ ・ 郷土物産品 飲食物 ・ 宅配便 ・ その他			
販売品目価格等一覧				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※欄の不足する場合は、別紙に追加してください。

※備考欄には、製造責任者、承認番号、商品内容等について記入してください。

売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
住所			
出店希望競技		出店希望会場	

1 売店従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 搬入車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」等と記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は1台で、会場によっては駐車場が遠方になる場合や駐車場を準備できない場合があります。

3 持込備品一覧表（SAGA2024みやき町実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源、下記の使用に伴う備品を記入してください。（発電機、プロパンガス、ホットプレート等）

※消防署への届出や電源の準備に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。記入がない場合、火気や電気の使用はできません。

令和 年 月 日

SAGA2024みやき町実行委員会

会長 岡 毅

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

誓約書兼承諾書

SAGA2024国スポの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、SAGA2024みやき町実行委員会が本承諾書により関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、第78回国民スポーツ大会みやき町売店設置運営要項を遵守します。
- 2 第78回国民スポーツ大会みやき町売店設置運営要項7(2)カに定める暴力団員ではありません。
- 3 従事者として、暴力団員等を使用、または雇用していません。
また、臨時的な販売員として、暴力団員等を雇用しません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して過去1年間処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。

令和 年 月 日

様

SAGA2024みやき町実行委員会
会長 岡 毅

売店許可決定通知書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024みやき町実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり決定しました。

記

- 1 出店会場 _____ (競技名: _____)
- 2 出店形態 _____ テント (張) _____
- 3 出店許可日 令和 年 月 日 ()
- 4 出店料 _____ 円 ※納付期限: 令和 年 月 日
- 5 指定振込口座

令和 年 月 日

様

SAGA2024みやき町実行委員会
会長 岡 毅

売店出店許可証

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024みやき町実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

商号又は名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可競技	
出店許可会場	
出店許可期間	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
出店許可品目	
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、第78回国民スポーツ大会みやき町売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

令和 年 月 日

SAGA2024みやき町実行委員会

会長 岡 毅

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

売店出店料免除申請書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024みやき町実行委員会が運営する競技会場内の出店料について、第78回国民スポーツ大会みやき町売店設置運営要項8(3)の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (該当の項目の左欄に○印を記入)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号) に規定する障害者就労施設等
	町内に住居を有する個人、団体又は町内に事業所を有する法人
	その他 (_____)

令和 年 月 日

様

SAGA2024みやき町実行委員会
会長 岡 毅

売店出店料免除決定通知書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024みやき町実行委員会が運営する競技会場内の出店料について、下記のとおり免除します。

記

- 1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)
- 2 免除理由 (該当の項目の左欄に○印を記入)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
	町内に住居を有する個人、団体又は町内に事業所を有する法人
	その他 (_____)

承認第1号

(様式第1号)

弁当調製施設指定書

令和5年8月25日

株式会社ヒライ
代表取締役 平井 浩一郎 様

SAGA2024みやき町実行委員会
会長 岡 毅

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	株式会社ヒライ 福岡工場
所在地	福岡県筑後市長浜 718
代表者名	平井 浩一郎
適用期間	令和5年8月25日から令和6年10月14日まで

別表

(1) SAGA2024国民スポーツ大会リハーサル大会

大会名	第75回全日本総合女子ソフトボール選手権大会
競技会場	白石町中央公園多目的広場
設置期間	令和5年9月15日(金) ～ 9月18日(月・祝)
募集出店数	2ブース ※会場整備状況により募集出店数が変更となる場合がある。
出店料	町内に住居を有する個人、団体又は町内に事業所を有する法人 無料 上記以外の者 5,000円/日

大会名	第34回全九州選抜高等学校バレーボール大会
競技会場	みやき町中原体育館
設置期間	令和6年2月9日(金) ～ 2月11日(日)
募集出店数	8ブース ※会場整備状況により募集出店数が変更となる場合がある。
出店料	町内に住居を有する個人、団体又は町内に事業所を有する法人 無料 上記以外の者 5,000円/日

別表

(2) SAGA 2024 国民スポーツ大会

競技名	バレーボール (少年男子)
競技会場	みやき町中原体育館
設置期間	令和6年10月6日(日) ~ 10月8日(火)
募集出店数	8ブース ※会場整備状況により募集出店数が変更となる場合がある。
出店料	町内に住居を有する個人、団体又は町内に事業所を有する法人 無料 上記以外の者 5,000円/日

競技名	ソフトボール (少年男子)
競技会場	みやき町三根運動場
設置期間	令和6年10月12日(土) ~ 10月14日(月)
募集出店数	8ブース ※会場整備状況により募集出店数が変更となる場合がある。
出店料	町内に住居を有する個人、団体又は町内に事業所を有する法人 無料 上記以外の者 5,000円/日